

総務警察委員会記録

開催日時 平成30年9月27日(木) 13:04~15:47

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
松本 宗弘 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
中野 雅史 委員
山本 進章 委員
小泉 米造 委員
山村 幸穂 委員

欠席委員 なし

出席理事者 末光 総務部長
上田 危機管理監
山下 地域振興部長
前阪 南部東部振興監
折原 観光局長
遠藤 警察本部長
星場 警務部長
森本 生活安全部長
太田 刑事部長
桑原 交通部長
片桐 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第79号 奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議第 8 2 号 奈良県地方創生拠点整備基金条例

議第 8 4 号 (仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結
について

議第 8 7 号 損害賠償額の決定について

報第 2 1 号 公立大学法人奈良県立大学の経営状況の報告について

報第 2 4 号 平成 2 9 年度公立大学法人奈良県立大学の業務の実績に関する
評価結果の報告について

報第 2 8 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による専決処分の報告につ
いて

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○中村委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会をいたします。

本日おくれるとの連絡を受けているのは、中野委員及び川田委員ですので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し入れがあれば、20名を限度に入室をしていただけますので、ご承知おきををお願いいたします。

それでは、案件に入ります。まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

なお、議案の説明につきましては、9月7日の議案説明会で行われたため、省略します。それでは、付託議案につきまして、質疑があればご発言をお願いします。なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了解願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

付託議案については、よろしいですか。それでは、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続きまして、付託議案について、委員に意見が特にあれば、求めます。

○山村委員 議第84号「(仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結について」ですけれども、(仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業については、かねてから過大な投資だということで反対しており、本議案もその一連の契約ですので反対します。

○山本委員 創生奈良の会派としては、基本的に全てに議案について賛成です。ただ、会派の中で、一部の付託議案について、反対の意向を示している議員がいるのですが、その議員がどの議案に反対しているのか、言わなければいけませんね。

(「いや、結構です」と呼ぶ者あり)

○山本委員 それならば、会派内がばらばらで申しわけありませんけれども、会派としては賛成ということで。

○中村委員長 ただ、本会議で反対される議員がいるということですね。わかりました。

それでは、ほかに委員の皆様から意見もないようですので、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず最初に、日本共産党の山村委員より、議第84号「(仮称) 奈良県国際芸術家村整備事業にかかる請負契約の締結について」は反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第84号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございます。ご着席願います。起立多数によりまして、議第84号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案につきましては、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをします。議第79号、議第82号及び議第87号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告案件についてです。報第21号、報第24号及び報第28号中・当委員会所管分につきましては、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。地域振興部長から、次期エネルギービジョンについて、ほか1件の報告を行いたいとの申し入れがありましたので、ご報告を願います。

なお、理事者におかれましては、着席にてご報告をお願いします。

○山下地域振興部長 それでは、私から2件報告させていただきます。中村委員長のご配慮をいただきましたので、着席にて説明申し上げます。

まず、1件目ですけれども、資料1「次期エネルギービジョンについて」をごらんください。今年度は、平成28年度からの3カ年を計画期間とする、現行のエネルギービジョンの最終年度となっており、現在、次期エネルギービジョンについて検討を進めているところですので、その状況についてご報告します。

資料1の1枚目の左側は「現行ビジョン」についてですが、このところで、策定当時の太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの量的拡大、電力供給不安の継続などの背景を受け、分散型エネルギーの推進と地域へのエネルギーの安定供給という方向性のもと、4つの基本方針を掲げて推進してきました。目標については、需要面の目標である電力使用量の低減を除いて、既に目標を達成している状況です。

次に、同じく1枚目の右側「次期ビジョン」のところをごらんください。エネルギー政策における現在の背景としては、奈良県においては、太陽光発電以外の再生可能エネルギーの導入が、今のところ残念ながら低調であること、また緊急時のエネルギー対策が十分ではないことなどが挙げられます。国においては、エネルギー基本計画及び環境基本計画がそれぞれ更新されたところです。現在の課題としては3点あると考えており、これらに基づき、次期ビジョンにおいては、まず1つ目「環境に優しいエネルギーによる地域での取組の推進」、次に「未利用の地域資源の利活用」、そして「大規模災害に備えた緊急時のエネルギー対策」、そして「定着した省エネ意識の持続」、最後に「エネルギーの効率的な利用の推進」といった5点を視点と捉え、検討を進めていきたいと考えています。

資料1の2枚目は、次期エネルギービジョンの検討のスケジュールです。今後、有識者に対する意見聴取や具体的な内容の検討を進めていき、12月上旬までには原案を作成し、その後パブリックコメントを経て、最終案として今年度末の3月中に策定、公表をする予定です。

以上で「次期エネルギービジョンについて」の説明を終わらせていただきます。

続いて、資料2「(仮称)奈良県国際芸術家村の取組について」に基づいて、現在の取

り組み状況をご説明します。

まず、1ページをごらんください。こちらは、9月6日に開催した奈良県国際芸術家村構想等検討委員会での概要で、この検討委員会で、後ほど説明させていただくもろもろのことについて議論していただき、考え方、方向性のご了承をいただいたところです。その際委員からは、運営に関して、持続性の観点から、ある程度自立した運営ができるように工夫することが必要といったご意見や、文化芸術関連の施設では採算をとることが厳しい現状もあるので、行政が支える覚悟が必要といったご意見をいただきました。また、ソフト面等の展開に関して、日本の文化芸術の原点を自分の目で見ることは重要であるので、学生が（仮称）奈良県国際芸術家村を訪れ、奈良で学び得たものをもって、海外の文化芸術を学びに行くという展開も考えられるといったご意見などをいただきました。今後は、次回の検討委員会に向け、運営面などについて、さらに検討を深めていきたいと考えています。

次の2ページは、国際芸術家村の運営体制についてです。2021年度中のオープンに向けて、2019年度には、指定管理事業者の公募を行う予定としています。そのために、今年度は公募条件などを固める必要があることから、その前提となる指定管理事業者の業務範囲を確定していくこととなっています。指定管理事業者に委ねる範囲を検討した表を載せていますが、国際芸術家村で展開するテーマ性を持ったさまざまな取り組みなど、付加価値を高める業務は、最初は県が直営で実施した上で、取り組みが定着してきた段階で、順次、指定管理事業者など民間へ移行していきたいと考えています。

3ページは、国際芸術家村の開館時間などについて、現時点での検討状況を記したものです。県内の類似施設の状況を見ると、公共施設では通常、平日のうち1日を休館日としている例が多く、観光案内や物販等を担う道の駅では、休館日を設けていない事例も多いことから、今後はこれら他事例なども参考にしながら、国際芸術家村のよりよい開館時間、それに基づく使用料などの検討を、しっかりと進めていきたいと考えています。

4ページは、文化財修復・展示棟における展開についてで、考古分野については、平日は天理市文化財課、土曜日、日曜日は県の橿原考古学研究所が中心となり、お互いが連携を図りながら、来訪者に奈良の歴史文化資源に触れ、学習体験できる機会を提供することを予定しています。修復分野の取り組み内容については、引き続き天理市などと検討を深めていきたいと考えています。

5ページはソフト展開についてで、子どもや若者、観光客などの来訪者と国際芸術家村

で活動される修復技術者や芸術家などとの間で「文化芸術の価値を広く深く伝える」、それから「文化芸術を活用して交流を生み出す」、そして「文化芸術を未来へ伝える人材を育てる」という3つのプロジェクトにより展開したいと考えています。プログラム例を記載していますが、今後は取り組み内容を具現化し、多言語による情報発信も行っていきたいと考えています。

6ページは、国際芸術家村におけるアーティスト・イン・レジデンスの取り組みについてです。こちらのほうも「歴史文化と芸術文化の交流」、それから「異文化・異分野との交流」、「県民、市民、来訪者との交流」、こういった3つの視点を機軸に検討を進めたいと考えています。また、県と天理市の連携した取り組みとして、創作活動は主に国際芸術家村のスタジオで行い、主なレジデンス機能、いわゆる宿泊居住機能は天理駅前のゲストハウスなどを利用することで、日常的に地域との交流やにぎわいを創出していきたいと考えています。今後は、実施プログラムや実施体制の具現化を図っていきたいと考えています。

7ページは、農村交流施設・伝統工芸施設の展開についてで、農村交流施設については、奈良の食と農を実感できるソフト事業の展開内容を検討しており、これらの取り組みを展開する場所として、建物の2階にある魅力発信・交流等多目的スペースを拡大し、充実を図っていきたいと考えています。伝統工芸施設については、来訪者に、伝統工芸など、奈良の地で培われた手仕事や地域の魅力などに触れていただく展開内容を検討しているところです。

8ページは、国際芸術家村を核とした周辺農村地域の活性化についてで、国際芸術家村周辺の天理市高原地域、山の辺の道周辺地域で、地域の資源を活用して観光の視点も取り入れたにぎわいづくりなどを行っている団体と連携し、地域全体が活性化する仕掛けづくりも、今後しっかりと検討していきたいと考えています。

最後の9ページは、(仮称)奈良県国際芸術家村の名称についてで、先ほど申し上げたとおり、指定管理者制度を導入するに当たって、来年の2月定例県議会を目途に、この(仮称)をとった行政組織名を含めて、施設の設置条例として上程していきたいと考えています。行政組織名については、資料に記載のスケジュールで検討を進めていきたいと考えており、また、この行政組織名とは別に、国際芸術家村の活動内容などを広くPRし、県民に愛着を持っていただけるよう、2019年度には愛称を募集し、取り組みを推進したいと考えています。

(仮称) 奈良県国際芸術家村の取り組みについての報告は、以上です。私からの報告 2 点を終わります。

○中村委員長 それでは、ただいまの山下地域振興部長の報告について、またその他の事項も含めまして、質問のある方はご発言をお願いをします。

○亀田委員 観光振興について 1 点質問したいのですが、奈良県が特に力を入れる施策の柱の一つとして、観光振興があることはご承知のとおりです。特に近年、インバウンドも含めて、奈良県を訪れる観光客がかなりふえてきていることは、数字でもあらわれていますし、観光客が少なくなる冬や夏のイベントも定着してきたこともあって、季節に応じたばらつきをできるだけなくしていき、観光客が安定してふえてくるという効果として、すごくあらわれているのだと思っています。私も、本会議や委員会で、観光振興についての質問をいろいろとしているのですが、今までの質問は、思うにどちらかといえば、奈良県に来ていただく観光客に対して、どのようにおもてなしするかといいますか、どのようにして奈良県を印象づけて、またリピーターとして帰ってきていただく、または、いろいろな人に発信していただくという、奈良県をどうしていくかということを中心に質問してきたような気がしますし、要は、滞在をしていただくホテルをつくらないといけない、またさらに、先ほどの繰り返しになりますけれども、来ていただいた方に PR をしてリピーターをふやすといった観点から、主に質問をさせていただいたような記憶があります。それも確かに大事なことですけれども、東京都にある奈良まほろば館を利用する PR について、当然既にいろいろとしていただいていると思いますし、過去にも多分いろいろな議員から質問があったと思うのですが、奈良県に来ていただく方に対する取り組みだけではなく、東京のような、たくさんの方がいらっしゃる大都会で、奈良県を PR して、奈良県に来ていただくのは確かにいいことだと、きょう、ふと思いましたので、改めてお聞きするのですが、奈良まほろば館の運営の内容、取り組みの内容等を教えていただきたいので、よろしくをお願いします。

○街道観光プロモーション課長 奈良まほろば館についてのご質問ですので、改めて概要等についてご説明をさせていただきます。奈良まほろば館ですけれども、亀田委員がお述べのように、首都圏からの観光客を奈良に呼び込んで、宿泊いただけるような動機づけや、奈良の奥深い魅力、最新の情報などの首都圏向けの発信拠点として、平成 21 年度に、東京日本橋の三越日本橋本店の向かい側に設置させていただいたところです。周辺には、この三越百貨店のほかに、いろいろな老舗の店舗等や、またビジネス街もあり、平日、休日

を問わず、ビジネスマンやOL、買い物客でにぎわっていますので、そういった立地を生かして、まず2階建ての1階部分では、観光案内や観光情報発信を行う観光情報発信スペースとして、観光案内のコンシェルジュを配置しているところです。あわせて1階部分では、農産物やお菓子、日本酒や工芸品、奈良の特産品の販売も行っているところです。2階スペースですけれども、ここは会議スペースという形で、講演会等や展示会などにもご利用いただける場になっていますので、県内の市町村の例えば観光のキャンペーンのイベントや、社寺の講演会など、イベントのスペースとして活用させていただいているところです。以上です。

○亀田委員 よい場所にあるということは、私も聞いていましたし、ただ、私がまだ、奈良まほろば館に実際に立ち寄れていないのは申しわけないと思いながら、何かチャンスがあれば、1回見てみたいとは思っているところです。

奈良まほろば館の取り組みの中で、この総務警察委員会にも南部・東部地域の議員もたくさんいらっしゃいますが、奈良県はどちらかといえば、観光などに関しては、特に奈良市にぐっと力が入っているような感覚があるのですけれども、コンシェルジュの方による観光案内や観光の発信において、南部・東部地域にたくさんある歴史遺産のこともバランスよく扱っていただいているのでしょうか。また、物産も置いていただいているということですが、アスカルビーや大和肉鶏あたりについては、私も本会議などで質問させていただいていますが、奈良県が指定しているようなそれらの品目なども、きちんとバランスよく置かれているのか、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○街道観光プロモーション課長 まず、1階部分でのコンシェルジュによる観光の案内、説明についてですけれども、主な観光イベントのご紹介もさせていただいていますし、個別のご相談にも応じていますので、奈良に来られて、例えばイベントに来られてから、もう一つ足を延ばしたいなどという場合は、具体的なツアーといえますか、行程などのご説明もさせていただいているところです。あわせて、1階に置いている特産品などの販売の点ですけれども、販売については業者に運営を委託していますが、業者の皆様方からは、このようなものを置いていただけないかというような、いろいろな要望もあり、そういった要望については、運営者協議会というものがありますので、そこでご議論いただいて、適してるかどうか判断をさせていただいているところです。ただ、私どもも気づかないような、さまざまな隠れた名産品というのも数多くあり、こういったものについても掘り起こしをしたいと思っていますので、市町村に対して、奈良まほろば館の利用促進と、その

ような名産品などの掘り起こしといったことをお願いしたいという旨の通知等も、これから出していった、市町村サミット等もありますので、そういった場でも活用を促していきたいと思っていますところでは。

○亀田委員 ぜひ各市町村とも連携していただいて、限られたスペースではありますが、そこへ行くと、奈良県の観光や農産物、力を入れているものなどができるだけわかるような、いろいろな質問に答えていただけるような施設に、さらにグレードアップしていただけたらと思います。

私は、観光振興にスポーツを絡めた質問をよくさせていただくのですが、ご承知のとおり、2019年にラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開かれるという、世界3大スポーツイベントの2つが連続してくるということで、ラグビーワールドカップは試合会場が各地に若干点在するということですが、オリンピック・パラリンピックについては東京を中心に開かれるということで、そこへ各国からかなりの人があるのだろうと思います。私も興味があるので、ラグビーワールドカップのチケットを申し込むのですが、10万円くらいする高い席でもすぐ完売しているような感じで、東京オリンピック・パラリンピックも、多分チケットは争奪戦になって、それこそ世界各国から人が東京に集まるという状況が簡単に想像できますので、これは大きなチャンスだと思っています。誘客にわっと労力をかけなくても、自然とそこへ世界中の人が集まっているのならば、しっかりと奈良県のPRをするチャンスではないかと実は思っていて、きょう、今から質問をさせていただくのですが、東京オリンピック・パラリンピックへの対応、世界各国から来る人に対するPRについて、何かお考えか聞かせていただきたいです。

○街道観光プロモーション課長 亀田委員がお述べのように、東京オリンピック・パラリンピックにラグビーワールドカップ、それと、これは大阪ですが、ワールドマスターゲームズのように、今後スポーツのイベントがめじろ押しです。いいプロモーションをする機会、強化していく機会だ考えていますので、まず最初に2点、その考え方をご説明させていただき、奈良まほろば館のあり方についてもご説明をしたいと思います。

プロモーションを強化していく上では、イベントの開催前に海外から奈良県に誘客を図るプロモーションの活動と、イベントの時期に来日している観光客を奈良県に引っ張ってくる活動、この2点が必要ではないかと考えています。まず、イベント開催前のプロモーション活動ですが、今年度、デジタルを活用した海外情報発信事業を実施して、外

国人目線で、奈良県が誇る神社仏閣や、歴史文化遺産、豊かな自然等の魅力を伝えるような動画を作成して、デジタルマーケティングを導入して、絞り込んだターゲットにそういった動画を的確に発信して、来られる方に、そういった情報を事前に仕向けて行って、オリンピックに来られてから、奈良県にも行っていただくという仕掛けをしていきたいと思っています。あわせて、奈良県ビジターズビューローにおいてですけれども、宿泊滞在型の特別な旅行商品も造成しており、個人向けのウェブサイトでも販売していますので、こういったさまざまな旅行商品を造成して、具体的な誘客につなげたいと思っています。

続いて、イベント開催時期のプロモーション活動ですけれども、首都圏での交通広告であったり、誘客イベント等、外国人向けにインパクトのある手法で展開して、奈良県の露出を高めて行って、奈良県の魅力を堪能してもらう機会をつくっていきたいと考えています。奈良まほろば館についても、スペース的には限られていますので、どのような使い方がいいのかを今後検討して活用していきたいと考えています。

○亀田委員 あと2年あるとは言いながらも、もう2年しかないということですし、今おっしゃったような取り組みについては、できれば来年のラグビーワールドカップなどでも、模擬的にやってみていただいて、これをチャンスと捉えて、次、日本に来るときは奈良へ行きたいと思っただけのような取り組みをぜひ企画して、取り組んでいただきたいと思っています。

今、奈良県では、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの登録をして、キャンプ地の誘致をしていて、例えば私の地元の橿原市ですと、ウクライナやカザフスタン等のホストタウンに登録されています。そこで、例えば奈良県内でキャンプを張っている国とは、さらに綿密に連携をとっていただいて、イベントをやるに際しては、例えばウクライナの何かそのイベントの機会にやってみると、少し甘い考えかもしれませんが、ウクライナから来られた応援団の人たちが、そのイベントにも寄ってくるのではないかと、大使館も確かあるはずですから、そういったところとも連携をして、奈良県と奈良県に関係するような国々のPRも何か一緒にできるのであれば、そこへ立ち寄ってくれるのではないかと思いますので、もし何かご意見があれば、街道観光プロモーション課長からお聞きしたいと思います。

○街道観光プロモーション課長 橿原市もキャンプ地に立候補されていると伺っていますが、きょう、ここにはスポーツ振興課は出席していませんが、スポーツ振興課とも連携しながら、またキャンプ地の所在地である市町村ともよく相談しながら、こういった

取り組み、キャンペーンやプロモーションが有効なのか、いろいろ検討しながら進めていきたいと考えています。

○亀田委員 とにかく観光にプラスになることは、いろいろと取り組んでいただきたいと思いますし、繰り返しになりますけれども、特に、世界各国から来る2つのイベントを利用していただいて、さらには、ワールドマスターズゲームズも活用していただいて、奈良県の魅力をさらに発信していただくようお願いしたいと思います。

質問は以上で、あとは2点要望して終わりたいと思います。まず要望の1点目は、「シダースーパーカップ柔道大会」を先日見に行かせていただいて、すごい熱気のある大会で、たくさんの強豪チームが来ていましたので、いい大会だと思いました。これは、シダーアリーナで開催してよかったわけで、来年、再来年と続いていくと思いますが、やはりネックは宿泊施設だと言っておられましたので、そのあたりさらに取り組みを充実していただきたいということです。

要望の2点目は、この総務警察委員会の先月の県内調査で、奈良県運転免許センターに行かせていただきました。高齢者運転対策については既にご答弁いただいておりますので、今回新たにお聞きしませんが、認知機能検査と実際の乗車講習の待ち期間について、奈良県は全国的に見ても長く、順位が低かったですので、待ち期間の解消に取り組んでいただいているということですが、さらに取り組みを進めていただくようお願いして、私からは終わらせていただきます。

○山村委員 それでは、最初に、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に関してお伺いします。

1点目は、新しく建設されている国際芸術家村の施設に、奈良県文化財保存事務所が移転されると聞いていますが、その体制、組織や運営が今後どのようなようになるのか、具体的な検討がなされているのか、その事情がわかれば教えてほしいと思います。

○建石国際芸術家村整備推進室長 国際芸術家村では、文化財の修復機能に加えて、後継者の育成や技術力向上のための研修などを行うことを予定しています。そのために必要な業務内容や組織体制について、今、ご質問いただいた文化財保存事務所については、これは建造物の関係になりますけれども、現在、教育委員会が所管していますので、知事部局である地域振興部と教育委員会とで、歴史文化資源の保存活用について施策を展開する上で、一番よい形で入ることができるように、今、協議を進めているところです。以上です。

○山村委員 現在協議中ということでした。今のご答弁では、文化財保存事務所は建造物

の関係であり、現在、教育委員会に所管があるそうですけれども、建造物と美術工芸品、それから史跡・天然記念物、埋蔵文化財、民俗文化財というような係に分かれて、それぞれで保存、活用などについての仕事をしていただいていると思うのですが、そのような体制が維持できるのかということと、今の答弁にあったように、これまでの従来の仕事に加えて、新たに展示の部分ができたり、また教育的な部門もグレードアップされるのではないかと、新たな仕事もふえてくることになるのではないかと、思うのですけれども、そうなれば、現在の体制は当然そのまま維持するとしても、それ以上に専門職の増員が不可欠ではないかと思うのですけれども、その点についてはお考えいただいているのかお伺いしたいと思います。

○建石国際芸術家村整備推進室長 山村委員にご質問いただいた文化財保存事務所については、主に建造物を所管しており、お話しいただいたそれ以外の美術工芸品等々については、同じ教育委員会ですけれども、文化財保存課のほうで所管しています。文化財保存課については、もちろん連携しながら国際芸術家村の仕事を進めていますけれども、文化財保存課が国際芸術家村に移転するようなことは計画していません。いずれにしても、建造物を所管する文化財保存事務所の機能のある部分が、国際芸術家村に移転する可能性が高いと考えていますけれども、それについて、よりよい形で国際芸術家村の機能の重要な一角を担えるような形で移転できるように計画していきます。以上です。

○山村委員 建造物の部分について移転する考えだということはわかりました。携わっている方々から特に強く要望されているのは、建造物関係の保存修理に関しては、奈良県では明治時代以降から修復事業をずっとやってこられていて、それにかかわる貴重な図面、それから撮影した図や写真、膨大な原図など、かなりの量の保存すべき資料があるということで、また、その建築にかかわる材料やいろいろな工具など、現在は使えなかったり、使われなくなってきたものもあるけれども、歴史的にすごく価値があるものを修復していくようなことも必要だということで、それら全体を保存をしていくこと。今度は展示もするという事ですから、その活用方法も考えていかなければならないと思いますが、そのようなものの保管庫や維持管理については検討されているのでしょうか。

○建石国際芸術家村整備推進室長 一昨年度の本会議における荒井知事の答弁とも重なる部分がありますが、山村委員にお話しいただいたとおり、文化財保存事務所には極めて貴重な資料が保管されています。これについて、今は県内各地にある出張所等に分散していますけれども、それらをまとめて保管をして、自由に閲覧など、必要に応じて活用を資す

ることができるような仕組みをつくっていきたいと思います。以上です。

○山村委員 この要望には応えていただけて、きちんと保管をする場所もあるし、活用についても十分検討されていくと受けとめたらいいということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それはきっちりとやっていただきたいということと、やはりこれまで長年にわたって、明治時代からいけばもう150年近くの歴史がある仕事ですので、県がきちんとかかわって、県営でしっかりとを維持され、さらに発展していけるための人材確保という点でも、今後しっかりとやっていただきたいということを、要望しておきたいと思います。

それから、国際芸術家村に関してお聞きしたいことのもう1点は、先ほどの山下地域振興部長の報告の中でも紹介されていましたが、奈良県国際芸術家村構想等検討委員会の中でも、全国の博物館や美術館で運営に非常に苦勞をされている、また芸術関連の施設では採算をとることは非常に難しいというご意見があったということです。確かに、このような施設はお金もうけをするところではないと私も思いますので、その意味では、県の責任が非常に重要だと思っているのですけれども、このような意見について、どのような検討をされているのかを伺いたたいと思います。

○建石国際芸術家村整備推進室長 先ほどの山下地域振興部長からの報告にあった、検討委員会での委員のご意見については、一般論として文化芸術関連の施設運営は難しいので、しっかり県としても関与していく必要があるというようなことをおっしゃられたと、県として認識していますが、山村委員の今のお話も、恐らく同じ趣旨のお話だと理解しています。一方で、山下地域振興部長が報告で用いた資料2「(仮称)奈良県国際芸術家村の取組について」にも書かせていただいています。同じ検討委員会で、別の委員からは、持続性の観点から、ある程度自立した運営ができるよう工夫することも必要という指摘も受けており、これも当然必要な視点ですので、この両面を県としてはしっかり認識した上で、よりよい施設となるよう知恵を絞っていきたいと思います。以上です。

○山村委員 漠然とした問いだったためか、漠然とした答えをいただいたのですけれども、この計画全体を見て、もちろんお金もうけにつながる部分もあるかもしれませんが、私は基本、お金もうけにはかかわらず、文化財を後世にどうやって残していくのかということでの役割をしっかり果たしていくという県の責任が重要だと思っています。ですので、自立はもちろんそうですけれども、自ら立たせて倒れてしまうようでは何の意味もない話になってしまい、それこそ危惧していたことになってしまいますので、そうならないこと

を願っていますけれども、やはり県の責任をしっかりと明確にして、将来にわたって奈良県の大事な財産、大事なものを伝えていくことができるようになるという方向を求めておきたいと思います。具体的な話が出てこない、今の状況では空想的な議論にしかありませんので、引き続きまたお伺いしたいと思います。

次に、会計年度任用職員制度について伺います。これについては、まだ先ではありますけれども、準備をされているのではないかと思います。現在奈良県では、常勤の職員とは別に、特別職の非常勤職員、臨時的任用職員、一般職の非常勤職員、フルタイム、パートタイムそれぞれあると思いますが、現状、人数はどのようになっているのか。それから、処遇にどのような違いがあるのか、期末手当、退職手当、特殊勤務手当、有給休暇、いろいろあると思うのですが、現状はどうかをまずお伺いしたいと思います。

○乾人事課長 ただいま山村委員からご質問いただいた、会計年度任用職員の制度改正も含めて、いわゆる臨時・非常勤職員の県の現状についてご説明します。平成29年度に、臨時・非常勤職員について総務省から照会があり、改めて県でも調査をさせていただきました。県全体で昨年度は、美術館等のイベントで短期で任用される職員も含めて、知事部局以外、教育委員会、警察本部も合わせて、約4,300名のいわゆる非正規である臨時・非常勤職員を任用しています。内訳は、特別職の非常勤職員が約1,550名、臨時的任用職員が1,750名、日日雇用職員は約1,000名です。処遇面については、例えば退職手当は、これら3種類の職員とも支給はしておらず、そのほかの処遇、例えば年次有給休暇については、それぞれの任用の形態や勤続年数等に応じて、労働基準法をもとに1年につき20日を限度として付与しているところです。その他、育児休業等や特別休暇については、民間の法制等も基準に、それぞれ規定をしているところです。以上です。

○山村委員 県全体で非正規と言われる方が4,300名ということで、非常に数が多いという印象を受けています。全国で見ても、地方公務員で約20%余りの方が非常勤職員だということで、非常勤ではあるけれども、現実には重要な仕事を担っている立場に置かれているような実態もあるように思います。このような、官製ワーキングプアなどと言われているような、低い賃金で安定しない雇用形態で働く方々が、大事な県民のサービスを担うというあり方そのものを、私は改善していかないといけないと思っています。けれども、今回の会計年度任用職員は、国が出してきた制度ということで、非常勤雇用での採用がしやすい制度を新たにつくっていくことになるような問題があるのではないかと思います。そのような問題があるということは、皆さんも認識されているかもしれません。

けれども、そのようなものだと理解しています。今回のこの会計年度任用職員制度が導入されると、仕事の内容や時間によって区分がされるということで、現在お勤めになっている方々の処遇や地位が切り下げられることにならないかという点が一番の懸念です。今後導入されたときに、不利益が及ぶことがないようにしていただきたいと思っているのですが、その辺の考え方を聞いておきたいと思います。

○乾人事課長 今後、平成32年の4月以降、新制度である会計年度任用職員が全国的に導入されるわけですが、進捗状況、考え方も含めてご説明をさせていただきます。山村委員がお述べのように、会計年度任用職員については、いわゆる正規職員以外の業務を担う正規職員以外の職員を、1年を限度に任用する新しい制度です。今、山村委員がご疑問もお述べになりましたが、その職務の内容や勤務条件等の詳細を検討しているところです。この会計年度任用職員の給与や勤務条件等については、総務省からマニュアルが示されていて、支給すべき手当や、逆に支給すべきではない手当が整理されているところです。今後詳細は検討して詰めていくところですが、まずはこのマニュアルが基本になると思っています。以上です。

○山村委員 検討途上ということですが、私は任用期間が1年限りになってしまうことや、退職手当など手当について差が出るという問題や、それにもかかわらず、決まりとしては、公務員としての基準や義務は押しつけられることになりますから、働いている方にとって不利益にならないことを、本当に基本に考えていただきたいと、これは今後の検討ですのでお願いしたいということと、実際に働いておられる方の要望、意見について、職員団体を通じて言うことだと思いますけれども、しっかりと反映していただきたいと述べておきたいと思います。

それから、次にもう1点伺いたいのは、県立高等学校適正化実施計画にかかわって、県立大学附属高校というものが新たにつくられることになったわけですが、この県立大学附属高校というのは、全国的に見ても例が少ないと思うのですが、現状はどうか。非常に唐突感があって、私は突然出てきたと思っているのですが、例えば現場の高校の教師、または生徒や保護者、地域から、県立大学附属高校が必要というような要望、要請などが何かあったのかについても伺いたいと思います。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 奈良県立大学附属高等学校の必要性については、県立大学自体に「奈良県の再発見を通じて日本と世界に貢献する」という建学の精神がありますけれども、この精神に基づいて、地域創造学部で蓄積してきた地域づくりの

ノウハウを附属高校の教育に継承することで、地域における大学の役割をより一層果たしていけるという考えから、地域づくりに貢献できるすぐれた人材の育成と、大学における学びへのアプローチとなる教育を進めることの2点を目指す学校像として、県立大学附属高校を設立していきたいと考えています。具体的には、附属高校においても、地域や社会とつながる多くの機会を提供し、地域づくりに貢献できるすぐれた人材の育成に取り組んでいきたいと考えています。特に、県立大学において行われている少人数対話型のコモンズ教育を、新たに学習指導要領に盛り込まれている総合的な探求の時間で生かすことによって、課題の発見と解決に必要な知識と技能を身につけた人材の育成ができると考えています。また、生徒が高校の3年間を通じて、大学教育に触れる機会を設け、大学における学びのアプローチとなる教育を進めて、生徒の高校卒業時の幅広い進路選択につなげることができるようにしたいと考えています。以上です。

○山村委員 今は、どのようなものを目指すかという答弁をされたのですが、私がお聞きしたことについての答弁ではなかったように思います。その点はいかがですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 済みません。全国の中で例が少ないということについては、兵庫県立大学附属高等学校という1校例があるだけで、非常に全国的に例の少ない附属高校となっています。以上です。

○山村委員 もう一つお聞きしたのですが、高校生や、またその中学校の先生も含めた現場の人たちや、保護者のほうから、県立大学附属高校が要るのではないのかという要望があったのかについては、いかがですか。

○谷垣地域振興部次長教育振興課長事務取扱 現場のほうからの要望という形ではなく、県のほうで設立という方向を、今模索しているところです。以上です。

○山村委員 私のところには、現在、中学2年生のお母さんから、進路をどのように選んでいけばいいのか大変不安を持っているという声が寄せられています。というのは、これまで西の京高校、登美ヶ丘高校、平城高校という選択の幅がいっぱいあったのに、これらの高校が突然なくなって、普通科に行きたいと思ったら行けていた高校が、受験するときにはもうなくなってしまって、西の京高校、登美ヶ丘高校ではなく県立大学附属高校、国際バカロレアとなれば、もう何のことかわからないということもありますし、一体どのような教育がされるのか、どうやってその進路を選んでいったらいいのか、全く内容もわからず、塾の先生に聞いてもわからないとしか返ってこない。これは一体どうしたらいいのか、選択できないではないかということで、いろいろ意見を聞いています。どうしたらいい

いのかという相談も受けたりもしますが、私たちも答えられないのですけれども、そのような声が出ているように、この県立大学附属高校というのはあまりにも唐突です。普通、これから学校つくっていく場合、生徒や現場の先生の声など、いろいろなものを聞いた上で、どうしていくのかをよくよく考えて、このような学校ならば子どもたちも選択できるという形で検討していくのが筋ではないかと思います。ある日突然上からこれをつくりましょうというような話は、教育には全くなじまないと思いますし、思いつきのような計画としか思えないのですけれども、その点はどうか。

○山下地域振興部長 今、山村委員から、県立大学附属高校が唐突感があるとのこと指摘をいただきましたけれども、実は、先ほど谷垣地域振興部次長の説明でもありましたが、県立大学では地域創造学部ということで、地域に密着した形の取り組みを進めようという考え方が従前からありました。それと、西の京高校で進めていた地域とのかかわりを進めている学科との整合性というような中で、県立高等学校適正化実施計画は教育委員会の所管ではありますが、そういった提案を受けて、県立大学のほうでも検討して、よりよい形で整えていく方向に至ったと聞いています。

○山村委員 西の京高校も平城高校も、地域貢献という意味でいえば、地域と非常に密接にかかわって、いろいろな事業や活動をされています。その中で培ってきた地域への貢献、重要な成果があると思うのです。そういうものがある日断ち切られて、地域の人々も理解できない形で閉校されたり変わってしまったりするの、果たして、本当に地域貢献に役立つ学校をつくっていくことにつながるのかは、私はどう考えても疑問だと思うし、やり方としては間違っていると思っています。県立大学の事業計画書なども見せていただきましたけれども、平成30年度の事業計画書の中でも、そのようなことは一切うたわれていないと思うのですが、テレビを見ていたら、検討委員会を立ち上げて、これから内容を考えるようなことが報道されていましたが、これから考えて、3年後にはもう入学されるということですから、やはりこれは少し早計ではないかと思います。本当に地域で頑張って学校づくりをやってきて、地域に根差している今の学校を、どのように生かしていくのかという視点から考えていただきたいと思います。本当に唐突に県立高校を再編してなくしてしまうというやり方ではなく、そこから突然新たなものをつくるといっても、うまくいくはずもなく、今あるものからどのように出発していくのかという形で、地元の意見、高校生の意見、現場の教師の声をしっかりと受けとめて、考え直していただきたいというのが私の意見です。これは意見として述べておきます。

○猪奥委員 通告をしていなかったもので、9月20日に代表質問させていただいたことに関連して、幾つか質問をしたいと思います。

まず、警察本部にお聞きしますが、児童相談所と警察本部との情報共有について、代表質問でお伺いしたところ、県では、重要、重篤な児童虐待のリスクがあると把握したものについて、県警察と情報共有をしているというお答えだったのですが、会議録を見返してみても、荒井知事には、私の質問趣旨をうまく理解していただけなかったように思っています。ことしの年初に東京であった事件を受けて、厚生労働省から各都道府県に照会をされていたかと思いますが、その調査の結果などを拝見すると、もともと100%情報共有をされていた県は、古く10年以上前から全件共有をされている高知県に、愛知、茨城、大分の3県を加えた4県が、この照会の前から全件共有をされていたとのこと。そして、先般の事件を受けて、その後4府県が追加的に、警察と情報共有をされるようになっているようです。荒井知事が私の代表質問に対するご答弁の中でおっしゃられたことの中で、警察本部に確認をさせていただきたいと思っているのは、「法執行機関は、私的自治の原則に立ち、子育て支援まで踏み込んできませんでした。子育て支援まで含め、警察本部と全件共有をすべきかどうかは、まだ検討が必要と考えます」というご答弁でしたが、私がお聞きしたかったのは、警察に通報があったときに、警察がそのお宅に向かうにも、そのお宅が児童相談所がかかわっている案件かどうかの情報がそもそも共有されていないと、警察はその家庭に子どもがいるかすらわからない状態で訪問することになり、非常にリスクが高くないかということでした。警察本部では、そこが虐待があるかもしれないご自宅だ、児童相談所がかかわっている案件だという情報を警察が共有することは、法執行機関が子育て支援まで介入していることになると理解されていますか。

○森本生活安全部長 現在、県警察においては、市民から泣き声がしているなどという児童虐待の疑いについて申告があったら、休日夜間でも現場に行き、申告者とその家庭へ訪問させていただいて、事実関係を確認させていただいています。その中で、過去にその家庭において、同様の事案が児童相談所にもたらされていたかどうかという、いわゆる過去の取り扱いの状況については、事前照会させていただいて、県警察がその申告の内容について、実際に現場で児童虐待の事実があったのかなかったのか、そして今後どのように対応をして、子どもの命を守っていくかということに関して、重要な判断材料にしています。現在、事前照会については、平日は児童相談所に照会して回答をいただいているわけですが、夜間休日の照会ができていませんでしたので、現在、児童相談所とも協議する

中で、猪奥委員がご指摘の全件共有について、何がいいのかを検討しているところです。県警察としては、児童相談所が持つ虐待情報は有用な判断材料となりますので、少しでも多くの情報の提供を受けることが望ましいと判断しています。また、先日の荒井知事の答弁の中で、家庭内に警察が入っていくのはいかがかというような感じの具体的な言及もありましたが、県警察としては、児童虐待事案について、家庭内の出来事であることを理由に、訴えがあったのにそれを放置して、より重大な結果を招くことがあってはなりません。ことに児童虐待は、被害者である子どもの側では回避できないものであるだけに、重大な人権侵害として、迅速に対応していかなければならないと考えています。したがって、家庭内のことだからといって放置されてよいものではなく、このような問題については、警察として必要な措置をとるだけでは解決できない問題でもありますので、児童相談所や市町村などの関係機関との連携を図りながら、子どもの権利を守るために積極的に対応していくことが必要だと考えています。以上です。

○猪奥委員 ありがとうございます。児童虐待は子どもに対しては重大な人権侵害だということ、荒井知事にもよく言い聞かせておいてください。

お聞かせいただきたいのですけれども、虐待案件である可能性があるものに対しては、児童相談所に事前の照会をしているということですか。また例えば、親御さんがお子さんを殴るような音がしている、子どもの泣き声がするというような110番通報であれば、事前照会をするかと思いますが、例えば、お父さんなりご主人が殴っている音がするようなDV（ドメスティック・バイオレンス）ではないかという案件に関しては、事前照会をしていますか。

○森本生活安全部長 明らかに児童虐待ということであれば、事前照会するまでもなく、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づく通告などを行っているのですけれども、判断のつかないものについても全て事前照会をして、判断材料として活用しています。以上です。

○猪奥委員 とすると、110番通報があったときに、明らかにDVや虐待の可能性が著しく低いもの以外は、事前照会をしていただいていると理解してよろしいですか。

○森本生活安全部長 基本的に、DVは入り口で申告があり、そして子どもが家庭内にいます。そうすると、その子どもの前で、仮にDVによる夫婦げんかがあったとなれば、心理的虐待ということで児童虐待の対象になるため、DV事案があった場合には、県警察のほうから児童相談所へ書類で通告したり、著しく子どもの身体に影響が及ぶような事案であれば、夜間であろうとも児童相談所と連携して、身柄つきで一時保護をするという対応

をしています。

○猪奥委員 わかりました。それでは、虐待と思われる可能性があるものに関しては、事前照会をしていただいているということですので、あらかじめ情報共有をしていただいたら、事前照会の手間も省けると私は理解しています。警察本部からも、ぜひとも全件共有に向けてお働きかけをいただきたいと要望をして、この質問は終わります。

次は、今ほどご説明いただいた「次期エネルギービジョン」についての質問です。まずお伺いしたいのは、次期ビジョンの視点の中に、地球温暖化対策といったことは、どのように書き込まれる予定でしょうか。

○宇都宮エネルギー政策課長 いわゆる地球温暖化の観点そのものはなかなか書きづらいと考えていますが、視点の1つである「環境に優しいエネルギーによる地域での取組の推進」の中で、エネルギーを効率的に使うなどの取り組みによって、地球温暖化対策にもなり得るという観点で進めていきたいと考えています。

○猪奥委員 温室効果ガスのうち95%がCO₂（二酸化炭素）であり、CO₂は4割がほぼ電気をつくるときにつくられるということで、私はこのエネルギーの問題と、温室効果ガス削減の問題とは当然リンクして考えるべきだと思っているのですけれども、次もまた、エネルギービジョンを単独でつくるようになっているのですよね。1つ確認ですが、「環境に優しいエネルギーによる地域での取組の推進」ということですが、環境に優しいエネルギーは再生可能エネルギーということによろしいですね。

○宇都宮エネルギー政策課長 第1には、再生可能エネルギーになろうかと考えています。以上です。

○猪奥委員 それでは、奈良県の場合、奈良県環境総合計画の中で、地球温暖化対策は入れ込まれていると思うのですけれども、今の環境総合計画の中では、温室効果ガスの削減目標について、平成17年度に対して30.9%減というように掲げられているのですけれども、この次期エネルギービジョンを推進していくことによって、その目標はかなえられるのでしょうか。

○宇都宮エネルギー政策課長 済みません。今、手元に奈良県環境総合計画を持っていませんが、環境総合計画のCO₂削減量は、もう少し期間を長期で見ていると思います。私どもで所管するエネルギービジョンは、今のところ計画期間を3年で捉えていますので、直接リンクというわけにはいきませんが、当然その視点は入れながら検討は進めていきたいと考えています。

○猪奥委員 私は、到底達成できるものではないと思っています。エネルギービジョンを達成したところで、奈良県環境総合計画にある削減目標は達成できないとっていて、目標はそれぞれあるのですけれども、何のためにやっけていて、その実行計画が何なのか、この2つの計画はうまくリンクしていないとっています。ですから、私は、エネルギービジョンをもう少し長い計画期間でつくっていただきたいと、ずっと言ってきましたが、今は、環境総合計画の中の地球温暖化対策の実行のやり方として、奈良県ではこうしますというエネルギービジョンがあるべきではないかと考えているところですので、お考えをお聞かせいただきたいといます。

○宇都宮エネルギー政策課長 奈良県環境総合計画や奈良県庁ストップ温暖化実行計画等とエネルギービジョンとでは、見直しのタイミングにおいて、若干の年度のずれが生じています。今、現行の環境総合計画がある中で、エネルギービジョンはエネルギービジョンのほうで当然検討は進めていきたいとっていて、次の環境総合計画については、景観・環境局で所管していますが、そちらの見直しの時期においてエネルギービジョン等をどうしていくかについては、今後の課題と考えたいといます。以上です。

○猪奥委員 ぜひとも考えていただきたいといます。環境総合計画で、他府県と比べるとどうかは思うのですけれども、それを達成するためにこうしますというのが、いつまでたっても啓蒙でとどまってしまっているといます。例えば、奈良県は関西電力発電分の5%しか使っていないと、よく答弁の中で述べられますけれども、とはいえ5%使っていて、民生部分が非常に多いわけです。民生部分が非常に多いのは、例えばエアコンなど、家の中で家電機器をたくさん使っているのですけれども、例えば、奈良県は省エネルギーの義務づけもされていないですし、家の断熱に関する義務づけなども一切されていません。もう少し県が、義務づけも含めて、奈良県内のCO₂の削減に積極的に取り組みを進めていただきたいと要望します。

次に、災害情報について質問します。先日の代表質問で、外国語での情報発信についてお聞きしたら、猿沢インの観光案内所でSNS (social networking service) を使って災害時に情報提供をしている、コールセンターを設けている、ホームページで災害情報を多言語で発信しているなどと、いろいろと教えていただきました。その時は時間がなくて、その場で再質問できなかったのですけれども、外国語での情報発信の責任はどこの部局にありますか。県が担当と言われたのですけれども、具体的にはどの部局ですか。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 災害時の外国語での情報発信に関しては、本

会議でも答弁で申しましたが、災害情報自体は私ども危機管理部局で所管していますが、例えば観光客に対する情報発信については観光局、また在住の外国人については国際課等が所管しているということで、役割分担をしながら県として情報発信をしているのが現状です。以上です。

○猪奥委員 役割分担をしながら情報発信をしていただくと、自分が分担していることに対する責任は持っていただけるのですけれども、分担から漏れていることが何かあるか、どこに不足はあったかということが漏れてしまうと思いますので、県の災害時の外国語での情報発信について、どこかの部局で責任を持ってやっていただけませんか。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 そこは、いかにしっかり連携ができていくかどうかだと思います。抜けている情報があるかないかも、しっかり見えているかどうかということです。実際のところ、今回の代表質問で答弁でいろいろ調整していく中で、連携の部分で少し欠けているところは正直感じました。私ども危機管理部局でポータルサイトをつくっていますが、そこを中心にとはいえ、ただ危機管理部局が全ての情報をつくっていくのもなかなか難しい部分もあり、また、情報発信の仕方や種類について、それぞれの部局で培っているものを使うのも非常に有用だと考えていますので、連携を密にしてしっかりやっていく形で取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○猪奥委員 連携をとっていただくのはとても大事なことだと思うのですけれども、幾ら連携をとっていただいても、現に分担していること以外の連携はとれないと思います。私は、インバウンドの方向け、居住者向けのように分ける必要性は全くないと思っています。連携のその先、所管部局一本化をぜひともやっていただきたいと要望しておきます。

それでは、災害の発生前ですけれども、例えば今、奈良に来ておられる外国人に対しては、観光局で情報発信していただいていますよね。代表質問の際にも例を挙げましたけれども、あした超大型台風が来るという情報は、外国の方には結構知られていませんでしたが、彼らに対する情報発信はどこが所管するのですか。

○中西知事公室次長防災統括室長事務取扱 県庁で今、気象情報に関して、例えば台風が来るということに関しては、それを発信している部局はありません。注意報や警報についての情報は防災統括室で発信していますが、台風が近づいてきている、台風が今どこを進んでいるという情報は、県庁では発信していないのが現状です。

○猪奥委員 代表質問でタイムラインについて少し触れたのですけれども、時系列で考えてみると、この情報はこの時点を出しておかないといけないというのは、水防法のタイム

ラインだけではなく、やはりどうしても出てくると思うのです。あしたすごい台風が来るということを外国語で流すことも、私は重要なリスクマネジメントだと思います。今月初めに台風21号が直撃したときに、関西国際空港に外国人がたくさんおられて、そのまま帰れなくなっている映像が流れていて、台風が来るのに空港に行くのがおかしいというような声が結構出ていたかと思うのですけれども、そもそも台風が来るという情報を日本人が日本語で流しているだけでは、外国人にはわからないというのは、あれを見ていただければ、もう結構明らかだと思うのです。そういったことについて、事前にどうするかを構築していく必要性は、私はぜひともあると思っていますので、日本人向けに流す情報をただただ外国人向けに発信するだけではなく、外国人に必要な情報の洗い出しから含めて情報提供していただきたいと、お願いして質問を終わります。以上です。

○川田委員 きょうの委員会の前半は、文教くらし委員会に出席しており、おくれて申しわけありませんでした。

まず1点目は防災関係、新しいところで、きょうの奈良新聞にも掲載されていましたが、きのう荒井知事が記者会見において、今、問題になっている奈良高校をはじめ、教育委員会が行ってきた学校の施設管理について、非常にずさんだという指摘をされていました。教育委員会に請願を提出していましたので、昨日も定例教育委員会へ、請願の審査について陳述の機会を求めて出席してきたのですけれども、請願を採択したものについてだけ陳述の機会を与えるという、非常に意味のわからない対応をされました。普通の一般社会では、陳述を受けて意思決定をするものだと思うのですけれども、そのような取り扱いをされてしまって、定例教育委員会での審査もお聞きしましたが、教育委員は、耐震化に関する概念自体を全くお持ちではないのではないかと思います。建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法で努力義務が定められているのですけれども、そういった概念とは全く関係なしに、今教室がなかったら大変だ、危険だと言われているけれども一部だけ使用禁止すればいいのではないかなどと、聞いていて驚いて、こういったレベルで子どもの命にかかわることを審議されているのかと、かなりショックを受けたところです。きのうは、傍聴の方も来られていましたけれども、非常に深刻に、重く受けとめて、背中を丸めて帰っていかれたような状況でした。

報道関係の方からお聞きしたところ、実は、荒井知事が教育委員会に対して、新聞に書いてあった応急補強も含めて、早急にもう一度調査をやってほしいという要請をされたということで、もちろんこれは上田危機管理監もご存じですが、今年9月10日の防災・県

土強靱化対策特別委員会で審議させていただいて、教育委員会には、コンクリートの強度や供用期間の概念が全然なかったということが発覚しました。普通、建物というのは、何年使っていれば、コンクリート強度からの算出方式があって、13.5ニュートン/平方ミリメートル以下にコンクリート強度が下がれば供用期間ではなくなるというのが、国の公的な基準で示されている数値です。防災・県土強靱化対策特別委員会では、奈良高校についての審議だったのですが、どれくらいの供用期間があるのか質問したところ、そのようなことは考えていなかった、概念すらなかったという、もう腰が抜けそうな答弁がありました。これでは、教育委員会が施設管理をしていること自体に、子どもの生命、身体の保護ができないという危機を感じましたので、そのときは上田危機管理監に、地方自治法による公有施設の総合調整権の発動をお願いしました。今回それによって、この第一歩を踏み出していただいたという解釈でよろしいでしょうか。

○上田危機管理監 防災・県土強靱化対策特別委員会の後に、知事部局内で調整を行いまして、総務部法務文書課を対応窓口とすることになりましたので、本質問については、法務文書課からのご答弁とさせていただきたいと思います。

○川田委員 ありがとうございます。早速、調整に動いていただいた上田危機管理監に御礼を申し上げます。

それでは、法務文書課に何点かお聞きしたいのですが、きのうの荒井知事の発言によれば、県立高校の建物が適切に管理され、生徒、教員等の安全が確保されるよう確認、検討を行い、その結果を報告してほしいという要請が行われたということで、現時点で耐震対策が未完了の県立高校の建築物について、地震に対する構造耐力上の安全性の再確認、地震に対する安全確保のためのさらなる措置の検討、近隣代替施設の利用や施設利用の見直し、管理運用面の工夫、補強、補修工事など、ごもっともなことを要請されました。

ただ、先日の教育委員会の答弁等を聞いていましたら、どうにも理解できないことが繰り返されていて、今定例県議会の本会議においても、議員の質問に対して、一部補強を行って対応していくなどという答弁があり、明確に会議録に残っていますけれども、これは違法ではないですか。というのも、耐震構造上の問題については、耐震改修促進法によって国土交通大臣から告示が出されて、その告示された基準によるということで、奈良県はどのような基準によっているのかについて、先日、建築安全推進課に確認させていただいたところ、耐震改修促進法に基づく法定計画である「奈良県耐震改修促進計画」であり、国が告示した基準でやっているとのこと。告示の基準については、非常に細かいとこ

ろまで書籍に書いてあるわけで、私のところにもきのうやっと本が届いて、きょうは持ってきていませんが、それが公的判定基準だというご説明を受けたのです。ところが、教育委員会はその基準と全く違っていることを答弁されていて、学校支援課にそのような概念をお持ちか尋ねても、よくわかっておられない。なぜかと考えたところ、専門の職員が不在だということで、営繕の所属だかと併任という形ではいるようですが、やはりこのような所属で専門の職員が不在というのは、検査はやっていくと思いますので、意味がわかりません。今は、私が調べてきたことで、意見をお伝えしておきたいという気持ちで言っていますので、詳しい回答を今してほしいわけではありませんが。

平成20年くらいに、法律に基づいて耐震診断を行ったと思いますが、耐震診断というのは、あくまでも大地震を前提としたものであって、中規模程度の地震への対応のための措置ではないですよ。新規の設計であれば、第2次設計に値する部門の検査になりますが、古い建物であれば、昔はそのような概念がなかったのですから、当然耐震基準に達しているわけがありませんので、それに近づけるように補強しなさい、補強できないものに関しては、特に古いものは使ってはいけないということになっています。それにもかかわらず、基本事項であるのに、それもお金をかけて耐震診断を実施したのに、もう10年くらいたっているのに、先に補強をやったなどと言って、対応がまだ全然できていません。きょうも文教くらし委員会のほうでご説明はしてきましたが、法定計画として義務づけられている「奈良県耐震改修促進計画」があつて、この中で、教育委員会関係は「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」を基準にすると明記されていて、このガイドラインを見ると、国の基準とほとんど同じですので、しっかりしたガイドラインもできているにもかかわらず、教育委員会はガイドライン違反をやっていて、今回それが発覚したということです。違反ではないなどとおっしゃっていますが、誰が見ても違反です。

そういった状況の中で、問題点について、今、国のほうを確認したり、専門家に聞いたりしていますが、コンクリート強度がひどい学校は奈良高校だけではないですね。吉田教育長にも請願書を出したのですが、きのうの時点で、単位のニュートン/平方ミリメートルは除きますが、コンクリート強度13.5以下は使ってはいけないのに、奈良高校では9.4、10.8や11.2、郡山高校で10.0、山辺高校でも11.9や10.1、ほかにも6.9や13.5など物すごく悪いところばかり。いずれも診断結果がわかっただけから、おおむね10年以上たっているのですよ。これは10年前の数値ですから、コンクリート強度などは中性化が進んで、さらにもろくなっていくのは当然の話で、専門家に聞

くと、国の基準でいえば、これらは解体及び撤去をしなければならない建物として評価されるということです。ところが今、そこで子どもを生活させているのですから、大変だということで、先日、上田危機管理監にも、今回の措置をお願いしたのですが、やはりそういった視点を持って、今後ぜひとも取り組んでいただきたい。教育委員会に行って話しをすれば、私の言うことにうなずいたりしますけれども、今、そこで子どもを生活させていること自体が許されませんから。奈良高校を例にすると、仮に1,000人の生徒がいたとして、1カ月で20日利用するとした場合、月に延べで2万人、年間では24万人使う施設だということになりますが、解体及び撤去をしなければならないくらいのコンクリート強度の施設で24万人、教師の方を入れたら25～26万人というのは、考えられない事態ですよ。一部補強すればよいなどと、まだ言っている教育委員会には、そのような概念がないのですよ。

また、コンクリート強度の検査は、1回に当たり、診断対象のコンクリートから3カ所くらいサンプルを抜きとって、標準偏差を使って結果を出しています。教育委員会も、この検査はずっとしっかりとやっておられるから、検査書は全部資料として残っていますが、それには、標準偏差を出して、平均からの離れぐあいを見つけて、1回、2回、3回、4回あって、それを全部標準偏差かけてという計算方式が書かれていて、何を計算しているかはすぐわかります。サンプル調査ですから、確率論からいって、全部抜けば実数は出てくるかもしれませんが、そのようなことをすると、壁穴だらけになって建物自体が使えなくなってしまうから、だからサンプル調査しかできないわけですが、その中で、95%以上の確率であれば、有意差がない範囲として、それを一応安全としましょう、それ以上は危険としましょうという基準を設けているわけです。教育委員会はそれを、悪い数値が出た一部分だけ補強すると言っているわけですから、概念が全然違います。食品の衛生安全管理でいえば、1,000個のものを安全管理しなければいけない場合で、1,000個全部を管理できるわけがないから、何個か抽出して、その中から確率論で、これは安全、危険という基準を決めているのと同じ意味になりますが、教育委員会の言うことは、悪いものが1個出てきたら、その1個を交換したら全体が安全という話ですから、概念がもう全然でたらめだと思います。しかも、何が怖いといって、大地震を前提にした耐震診断ですので、本当に地震が来るのか、来ないのかは別の話だということです。

20年前にいわゆる耐震改修促進法ができて、その後、何回か改正もされていますが、100%安全とまでは言えないものの、大地震が来たときに一応安全、一応生命、身体は

守れると言える水準まで持っていくのがこの法律の趣旨ですから、使う教室がない、3年半後に高校再編するからその時でよい、それが一番早いなどというのは、「奈良県学校施設耐震化ガイドライン」からいえば、一番先にやらなければいけないものを一番後回しにしているわけですから、大変なガイドライン違反です。もし地震が来て崩れたりしたら、業務上過失致死や致傷の疑いも出てくると聞いていますので、それから考えても、大変な問題だと思うのです。

せっかく法務文書課に所管が決まって、重大な任務に当たっていただくということですが、そのあたりべらべらと申しましたが、まだまだたくさんあるのですが、言っていたらきりがないので、また個別でご説明させていただきたいと思います。そのあたりについて、しっかりと検査をやっていただき、公的機関としての責任を果たしていただくという趣旨だと受けとってよろしいですか。

○中村委員長 川田委員、ご主張はよくわかりますが、質問は要旨をまとめてください。それから、ここは総務警察委員会ですので、耐震などの問題については、大いに丁々発止やってもらっていいですけども、教育委員会に関する個別事案については控えていただきたいというのが、総務警察委員長としての見解です。

それでは、浅見法務文書課長、今の質問に対して、答えられる範囲で答えてください。

○浅見法務文書課長 ただいまの川田委員のご質問の中でもご指摘いただいたように、一昨日の9月25日、知事部局から教育委員会に対して、県立高校の建築物が適切に管理をされ、生徒、教職員等の安全が確保されるように確認、検討を行い、その結果を報告するように要請させていただいたところです。

ここで要請した確認、検討とは、耐震性だけではなく、コンクリート強度等々、きちんとした技術的などところを確認していただいて、どういった対策が有効かをしっかりご検討いただきたいという趣旨です。その際には、教育委員会の内部だけではなく、専門性を有する部局ともしっかり連携をして、お互いの協力のもとで検討をしていただいて、報告をしていただきたいと考えています。生徒、教職員等の安全がしっかりと確保できるように、また、建築物の適切な財産管理という視点も含めてですけども、教育委員会として、まずしっかりと検討していただき、ご報告をいただきたいと考えているところです。

○川田委員 中村委員長、一つ申し上げたいのですが、これは地方自治法の公有財産に関する長の総合調整権についてで、法務文書課が担当されるのですから、ここ総務警察委員会の所管事項です。教育委員会についての事案であるだけで、教育委員会の事務ではあり

ませんから、関係ありません。その点、私の説明不足もありましたので、追加でご説明させていただきますと思います。

○中村委員長　そういうことですか、わかりました。

○川田委員　法務文書課はこれからですので、そこはまたしっかりとやっていただきたいと思います。やはり、まず公的基準を求めるようになっていきます。例えば、泉大津市などでも、コンクリート強度が基準に満たなかった小学校について、計算して無理やり補強にいつて、I s 値（構造耐震指標）は一応0.7以上にはなるように持っていったわけですが、力の集中が必ず補強したところに来るとは限らず、一部のコンクリートの弱いところに来るかもしれないと大阪府から指摘されて、公的基準には認定されないことになり、補強までしたにもかかわらず、もう閉鎖されています。コンクリート強度の数値を比べたら、この小学校は奈良高校とほとんど同じです。奈良県にもそういった基準があるというのに、部分的に弱いところだけ補強すると公の場で発言されたわけで、これは公の場での発言についてですから、所管委員会に関係ない話だと思うのですけれども、弱い部分が必ずしもそこだけとは限りませんし、それは技術指針に書いていますので、そういった視点を持って、至急対応していただきたい。状況によれば、解体及び撤去をしなければならない建物もありますので、そういった場合なら使えないではないですか。それも含めて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法において、学校施設の管理はもちろん教育委員会ですけれども、知事の総合的な管理をする責務が明記されていますので、その条項に基づいてお願いをしておきたいと思います。この点、答弁は結構です。

次の質問に移りますが、新聞記事ばかりで申しわけないのですが、奈良新聞に掲載されていた檀原考古学研究所の所長の処分についてです。これについては、2カ月くらい前から調査させてもらっていて、ずっとご指摘もしていたのですが、投書等により処分に至ったとのことでした。規定に基づかずに、職員がいわゆる運転手のようなことをしていたということ、また、この新聞記事にも書かれています、所長は通勤手当をもらいながら車で迎えに来てもらっていたということで、短期間で素早く調査された人事課には御礼を申し上げたい。ただ、わからないのが、職員がそのように使われたことについて、職務専念義務からすればいいわけがありませんし、また、公用車を使っていますから、それらに関する損害は、財務会計上の問題からいけば不当利得に当たると思うのです。調査の中身まで言えるか言えないかはわかりませんが、現在、そのあたりの調査も行っているとの認識でよろしいですか。

○乾人事課長 きこのう報道発表させていただいた、樞原考古学研究所の所長の不適正な送迎の事案について、川田委員からご指摘いただきました。その送迎に当たっていた時間や、使っていた用具に対して県費を支出していたら、それはよろしくないのではないかとのご趣旨かと思えます。人事課としても、勤務時間中に職員が私事に当たっていたということで、そこは公務として認められないという認識でいますので、その当たっていた時間などに基づいて、職員に対して請求をしたいと思っており、今、数字を精査しているところです。一方、送迎に実際に使っていた用具は、県が所有する公用車ではありませんでした。県の公用車が不足した場合等々に備えて、私有自動車を公用車として登録する制度が、この場合に限らず一般的にあるのですが、今回の事案は、それに基づいて登録された私有自動車を、公用車としてみなして送迎をしていたということです。本来であれば、私有自動車を公用車とみなす場合も出張扱いになりますので、出張の手当等は支給されるのですが、今回の事案については、一切手当等は支給していませんでしたので、用具の使用に関する不当利得等は発生していないと認識しています。以上です。

○川田委員 これもきっちり調査して、またご指導いただくようお願いしたい。このような簡単なことをなぜ行ったのか、お金が返還されたら治癒したからもういいという問題とは違うと思えますので、再発防止に厳しいご指導をいただくようお願いしておきます。この件はこれで結構です。

次は財政課に対してですが、前回の初度委員会でも聞きましたけれども、国の見通しでいえば、地方の税収はアップしていくが、人口プランでは、人口は減っていくとされています。ということは、企業からの税収ももちろんあるでしょうが、一人当たりの税収は上昇していく形になるわけですが、その辺の見通しについて、初度委員会ではお答えいただけなかったところもありましたので、いかがですか。

○川上財政課長 川田委員がお述べのように、財政諮問会議で国の一定の見通しが出されているのは承知しています。本県においては、従前からいろいろな場で、荒井知事も含めてご説明させていただいているように、個人住民税がメインの税収源になっており、企業からの税収額は全国的にもかなり低いという状況の中で、本県の税収をどのように見込むかという、単純に国の標準的な指標などを用いて機械的にであれば、確かに恐らくできるかとは思いますが、本県独自といった場合にどのような形でできるのかについては、正直言ってまだ勉強途中というところです。以上です。

○川田委員 人口が減っていくわけですから、個人住民税が極端に大きく上がることは難

しいと思いますが、ただ、その分、今の基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額を仮に交付税額としたならば、単純に考えれば、国が試算を出しているという交付税が大きくふえるということではないですか。そういった見通しはどのようにお考えか、お答えください。

○川上財政課長 済みません、どのようにご説明していいのかは難しいところですが、現在、国の骨太の方針では、地方一般財源自体は3年間ほぼ横ばいだと聞いています。もちろん税収と交付税は引き換えの関係にあります。その中で、本県の税収がどのようになっていくかについては、正直言ってまだ見通せていませんけれども、いずれにしても、本県としても、税収ができるだけふえるように、いろいろな予算編成なども含めて、留意していかないといけないとは思っているところです。以上です。

○川田委員 毎年度の財政課の職務というのは、その努力はもうよくわかっているのですが、ここで聞きたいのが、いろいろな計画において、今般の高校再編の計画もそうですが、簡単に一般的に考えて、今の小学校2年生の子どもは10年後には高校進学くらいになるはずのところ、この再編の計画では、今いる小学生の数よりも高校生が減ることを見込んでいますが、それは一体、何に基づいて予想を立てているのかがわからないのです。国の方針を見ると、税収もGDP（国内総生産）も地方税収も上がると予想されていて、アベノミクスを達成した場合と、そうでない場合の2種類で予想されていますけれども、予想ですから、必ずしもその通りになるかはわからないのですけれども。ところが、たまたま教育委員会の例で言いますが、そういった状況の中で、人数が少なくなったら活力がなくなるなどと言っていて、そのような見通しを立てているのならば、1人当たりの税収が多くなるのですから、もっとすばらしい教育環境をつくりましょうなど、もっと違う概念が出てくるのではないですか。その点で、教育委員会が先日から言っていることが全くわからないのですよ。大きく人口が減るから大変だと言うけれども、人口が減るのは10年後ですので、なぜ今慌てて高校再編をしなければならないのか、10年後くらいまでゆっくり考えていけばいいのではないかなど、いろいろな案があるではないですか。

高校再編の計画と奈良県教育振興大綱との整合性について、前回の初度委員会で確認させていただいたのは、そのような意味からですが、これは教育委員会の計画だけには限りませんが、やはり大綱的な、基本的な計画が立てられているのに、それとの整合性は各担当部署は知らないなどという組織など、普通はないでしょう。やはり整合性をチェックする部門は要るのではないですか。民間を考えてください。民間は税収が入る側ではなく払

う側で、払う側は、稼がないと税金も従業員の給料も払えないわけでしょう。ですから、10年なり5年なりで計画を立てて、それを月ごとに分割して、月次決算まで行っているのではないですか。これは公認会計士に聞いてもそうですが、外部監査に入っている有限責任あずさ監査法人などに知っている方がいて、よく教えてもらうのですけれども、なぜ行政は月次決算でやっていないのかという話です。月次の積み重ねがプラスされていって、計画達成になるわけですから。計画をつくった部署はつくっただけ、実際に事務を行う部署は知らないなどという組織は、おかしいではないですか。そのようになる原因は、行政は何の苦勞もなく、苦勞もないと言いは語弊があって申しわけないですが、もうける努力なしに計算された税額で税金が入ってくるからでしょう。計画との整合性のチェックについて、前回の初度委員会では山下地域振興部長にもお聞きして、財政課長に聞くのは筋違いかもしれませんが、昨年度の予算審査特別委員会では前任の阿部前財政課長が、エビデンスのないものには予算はつけない、エビデンスがあると称して実はなかったものにも予算はつけないという名言を残して、出向元の国にお帰りになりました。そういった視点も含めて、計画との整合性のチェックと分析について、ぜひともこれは組織としてやっていかなければならないと思いますので、今後の考え方など、総括してご答弁いただけないでしょうか。

○中村委員長 それでは、この件は末光総務部長、総括して答弁をしてください。

○末光総務部長 川田委員がお述べのとおり、「中長期の経済財政に関する試算」が内閣府から出ており、一般的に、計画や見通しを立てることは重要なことだとは承知していますが、例えば、この中長期で実際に立てている計画にしても、後々に追跡してみると、年々達成できていません。経済再生がうまくいったケース、それがうまくいかなかったケースの両方あるのですけれども、金融政策など経済財政政策の手段を持っている政府が立てている計画でも、なかなか達成は難しいという中で、地方自治体である我が奈良県がどのような見通しを立てていくかについては、ある意味エビデンスのしっかりしていない計画に基づくことは、なかなか危険かと思えます。ただ一方で、川田委員がお述べのとおり、将来的な見通しや計画を念頭に運営していくことは大切なことだと考えていますので、地域の経済の活性化にしっかりと取り組み、税収を上げていくことに取り組んでいく中で、予算編成なども通じて、県庁全体の政策の整合性を統一的に図っていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 以前よく協議させてもらっていたのですが、やはりどうしても税収の見通し

が立たないということがあり、その理由の中にGDPの計算があつて、やはり労働者人口がふえないとGDPはふえないので、この点後押しが必要だという問題意識が、また政策につながっていくということですが、そういった観点は奈良県にはあまりないように思われますので、末光総務部長、今のご答弁とおり、そのあたり厳しくチェックいただいて、つくったからいいということではなく、つくったことをどう実行していくか、アウトプットも大事ですが、アウトカムが大事だと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから、山下地域振興部長にお聞きしたいのですが、奈良県教育振興大綱について、前回の初度委員会で、トレンドは同じだとおっしゃっていました。細かいことから、それにこだわっていても仕方ありませんが、今後は、整合性をきっちりチェックして、やはり考え方がずれていたら修正しなければいけません。これはPDCA（Plan-Do-Check-Action）でやられると思いますので、きっちりをお願いしたいのですが、そのあたりを総括してお願いしたいと思います。

○山下地域振興部長 総括といいますか、この教育振興大綱と県立高等学校適正化実施計画の整合性については、一つの人口統計という部分で、整合性のチェック、トレンドチェックをすると初度委員会で申しましたが、教育振興大綱は、まさしく大きな教育のビジョンを示しているものですので、それとの全体的な整合性、考え方の整合性はしっかり見ていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 ぜひともお願いします。これは答弁は結構ですが、高校再編のための計画など、今、もろもろ出てきていて、それならば本来の目的と全然違うから大変だということになってきますので、そのあたりも厳しくチェックをお願いしておきます。

それから、きのうの荒井知事の記者会見での発言の中で、お聞きすべき担当課がどこかわかりませんが、確認させていただきたいことがあります。奈良高校の耐震強度の件で奈良市から行政指導を受けたようで、市から県が行政指導を受けるのは前代未聞だと思うのですが、それについてかどうかわかりませんが、報道関係の方から、きのうの記者会見の中で、奈良市長が謝りにきたような発言があったと聞きました。又聞きでしかありませんが、そのような事実はあったのでしょうか。

○毛利広報広聴課長 きんの記者会見に同席していました関係で、私の記憶の限りですが、お答えさせていただきたいと思います。

きのうの記者会見で、川田委員がおっしゃったような、奈良市長からの発言について荒

井知事が述べたようには記憶をしていますが、ただ、その奈良市長の発言が何に対するものかについては、荒井知事は明確に言及はされていなかったように記憶しています。ですので、今、もしかしてとおっしゃいましたが、奈良市長の発言は、必ずしも奈良市が行政指導をしたことに対するものでもないように感じられましたので、きのうの荒井知事の発言が、市の行政指導について奈良市長がおっしゃったことを言われたとは必ずしも言えないのではないかと思います。以上です。

○川田委員 細かく正確なところはわかりませんが、行政指導は法律に基づいて違法性を認めた場合には発動されることになっていますので、その法的にとられた行為に対して謝るなどというのは、県と市の上下関係に基づく圧力ではないかといううわさも聞きましたので、心配して聞いてみたのですが、そういったことではないと受けとめています。それで結構です。

それから、今回は私は参加していませんが、決算審査特別委員会がもうすぐ始まります。E B P M (Evidence Based Policy Making/証拠に基づく政策立案) の取り組みについては、前にも議論させていただきましたが、これはどこが所管されているのですか。阿部前財政課長の名言からいえば、総合的には財政課になると思いますが、そのあたりいかがですか。

○舟木政策推進課長 E B P Mは「証拠に基づく政策立案」ということで、今週配付させていただいた「重点課題に関する評価」を発行している政策推進課のほうから、前段の答えをさせていただきます。

本県では従来から、各種指標に基づく現状分析や県民アンケート調査によるニーズの把握に努めており、それら客観的なデータに基づいて既存の施策、事業の評価を行い、それを次年度に生かすという、P D C A マネジメントサイクルを重視した行財政運営を進めているところです。簡単にP D C Aの流れをご説明すると、まず「P」は「P l a n」ですが、予算案決定時に、県政の目指す姿として各施策の数値目標を示して、その目標を達成するための戦略、取り組みや行程を「主な政策集 もっと良くなる奈良県」として公表しています。P D C Aの「D」は「D o」ですが、もう十分ご承知のように、各事業の実施です。それから、「C」の「C h e c k」として、決算審査時に、「主な政策集」で示した政策目標、戦略目標や取り組みを評価した評価書として、先ほどお示しした「重点課題に関する評価」を公表しています。さらにその後、P D C Aの「A」の「A c t i o n」として、評価を踏まえて重点的に取り組む分野と方向性を明らかにしていくという、そのよ

うなサイクルを回転をさせています。PDCAのサイクルの中でも「C」の「Check」すなわち評価は特に重要と考えており、今週配付させていただいた「平成29年度重点課題に関する評価」では、平成29年2月に発行した「主な政策集」で示した政策目標、戦略目標達成に向けた進捗状況をグラフで示して評価するとともに、本県の現状についても、各種の指標やデータ、県民アンケート等を用いて、例えば強みで追い風を生かすための課題、弱みを踏まえ向かい風に備える課題などの課題を抽出して、平成31年度に向けた課題を明確化して、今後の取り組み方針を整理していきたいと考えています。EBPMの取り組みをどうしているかについて、明確な答えではないかもしれませんが、その統計等のデータに基づいて、どのように指標やデータの分析をしているかということであれば、少なくともこの評価書において、数値や指標の動きから見た現状分析、評価を行っているということです。以上です。

○川田委員 聞いてもないこと説明していただくのもいいですけども、EBPMの確認をして、それが予算に直結するとおっしゃっていましたね。その点で、やはり明確にやっていく必要があるではないですか。人間のやることですから、全て100%正しいとは限りませんが、例えば法律の概念を全然わかっていない、だから、本来やらなければいけないことをやってない、または逆に、やってはいけないことをやったなどということに対しては、やはりきちんと法理のエビデンスをもって対応していかなければいけないでしょう。考え方としてはいろいろあると思います。そのあたりは政策推進課で全部できるかということ、やはり、阿部前財政課長が名言を残していった、財政課の予算ヒアリングでのチェックしかないと思います。基本方針をつくるのは政策推進課で結構だと思いますけれども、やはり本来のチェックを入れていく部分は、今、舟木政策推進課長も一番重要だとおっしゃいましたが、川上財政課長の肩にかかっている部分だと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○川上財政課長 前任の阿部前課長からもいろいろご答弁をさせていただいていますが、各庁内で政策推進課を中心に、各種データの整理や分析をさせていただいており、それをもとに来年度の予算案に向けて、まず各部局がどのように判断して、どのような施策を打っていくかについて、我々財政課のほうにご提出いただいて、財政課のほうでも、各種データに基づいて、この事業をやればきちんと効果が上がるのかについて、各部局とももう一度議論した上で、最終的には予算編成をしていきたいと考えています。ただ、いろいろな事業がありますので、どうしても全てについては指標がなかなか出にくい部分もあるのは、

正直言って事実です。ですから、その中でもできる範囲で、できる範囲というのは失礼かもしれませんが、きちんとできる範囲で、データや事業効果がどのようにあらわれてくるかについて各部局と議論した上で、予算編成に臨みたいと考えています。以上です。

○川田委員 数字だけではなく、法理に関するものも、チェックをよろしくお願いします。今回の教育委員会の件で、もう腰が抜けそうに驚いている状況ですので、ぜひとも法理のチェックを入れていただきたい。

予算に関しても、今後また予算編成に入っていきますし、その前に補正予算もありますし、これは今の状況でできる、できないと言いますが、義務づけ的なものもありますし、子どもの命にかかわることなど、やらなければいけないものもあるではないですか。そのようなことを考えるに当たって、お金がない、厳しい財政状況だとよく聞きますが、平成29年度の決算も出ていると思いますので、総額で結構ですから、基金残高は幾らでしたか。

○川上財政課長 平成29年度末の基金の残高は、合計で1,733億円、内訳は、財政調整基金で265億円、県債管理基金で487億円、その他特定目的基金が981億円となっています。ちなみに、平成30年度には、県債管理基金などで繰上償還させていただき、また、いろいろな事業に充てさせていただくことも予定していますので、一応、平成30年度末ベースでは1,561億円になる見込です。以上です。

○川田委員 今年度末の時点で、前倒しの償還なども入れていただいても、まだ1,561億円くらいは残高があるという勘定ですね。

ついでに、もう1点お聞きしたいのですが、1,561億円には臨時財政対策債の償還も入っていると思いますが、臨時財政対策債の分は100億円でよかったですか。今回は、もう少しありましたか。

○川上財政課長 平成30年度予算においては、臨時財政対策債の償還分として、100億円を基金から使わせていただくことを認めていただきました。以上です。

○川田委員 財政的には繰上償還するだけの余裕があるということですので、ぜひとも奈良高校や、ほかにも状態の悪い施設、解体及び撤去をしなければいけない水準の建物など、たくさんあるのですから、子どもの命とお金のどちらが大事なのかということ、川上財政課長には頭の中にたたき込んでいただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点これに関連してですが、今回私は決算審査特別委員会に出席できませんでしたが、決算資料のページ数というのではなく、簡単で結構ですので、平成29年度決算にお

ける基準財政需要額、基準財政収入額、それから標準財政規模は幾らでしたか。

○川上財政課長 平成29年度決算ベースでは、交付税を算定する際の基準財政収入額は、億円単位では1,124億円、基準財政需要額は2,669億円になります。それらと連動する標準財政規模については、四捨五入の関係で3,210億円という数字になっています。以上です。

○川田委員 標準財政規模は、平成28年度と比較して、どれくらい上がったのですか。

○川上財政課長 済みません、分析しきれていませんが、手元の資料で数字だけ言いますと、100万円単位で6億4,600万円の減となっています。以上です。

○川田委員 この場でこのようなことを1つずつ聞いていたら時間がかかりますので、決算資料に出ている範囲で結構ですので、後でまたご提供くださるようお願いします。

それから、税務課にお聞きしたいのですが、平成29年度決算が終わって、いつも聞いていることですが、平成29年度のふるさと納税の寄附金控除額と寄附収入との差額はいかがだったか、教えていただけるでしょうか。

○野村税務課長 ご質問の点ですけれども、平成29年度のふるさと納税に関して、マイナスのほうである寄附金控除については、平成30年度に入ってから影響しますが、平成30年度の個人県民税の寄附金控除額は11億3,800万円、逆に、県に入った寄附金額のほうは1億1,700万円ということで、差し引き10億2,100万円、10億円余りのマイナスということになります。以上です。

○川田委員 去年は、大分マイナスのほうがふえたということで、数字に驚きました。前から言っていますが、これは国の制度だとはいえ、このような税収減が続く一方で、法人から超過課税をとっているわけで、租税法の理論からいえば正当化できませんから、超過課税はもうやめたらどうですか。お金がないということで目的税的にとっていますが、ほかで10億円もマイナスで流出していたら、これは絶対、租税法の理論からおかしいですよ。ただ、今ここで、やめますとは言えないと思いますから、ぜひとも今度、税制調査会などで諮っていただけませんか。税制調査会の議事録を読むと、超過課税はやめたらどうかというご意見が出ていたこともありましたね。そのあたりも明確にしてください。目的があつてとっているわけですが、とられる法人にとっては、特にこの超過課税は、自らは何も恩恵を受けませんので、そこはきちんとやってください。高校の耐震化でもあれだけお金がないなどと言っているけれども、10億円もあれば、すぐできる話ではないですか。これは野村税務課長に申し上げることはありませんが、予算編成も近いですから、今後

の審議の中で、そのあたりの検討もぜひお願いしたい。あと、森林環境譲与税というものも来年度から入ってくるようですので、ぜひお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○野村税務課長 法人県民税の超過課税の部分ですけれども、平成28年度から5年間ということで課税させていただいています。昨年度にも答弁したように、その名のとおり法人県民税ということで、法人であっても県民の一員ということで、個人県民税と並んで、地方税法の中で標準税率から制限税率まで定められています。この超過課税は、国との協議なしに、県議会で議決をいただいて導入したところで、5年間はこの制度を適切に運用したいと考えています。

なお、ふるさと納税のほうは、同じく地方税法の個人県民税の控除であり、こちらも法的に根拠のあるものです。これについては、総務省が中心になって問題点を指摘しており、法制面で制限をかけるような話も出ていますが、一番の問題点は、やはり返礼品競争による地方間での税源の移動かと思っていますので、県としては、超過課税とは別々に分けて考えているところです。以上です。

○川田委員 前から何回も同じことを聞いているけれども、税制調査会の発言の中で、5年間と決めても、2年くらいでやめること、変えることはできるのかとの質問があつて、当時の税務課長は、できるとの答弁をしていましたよ。そのような答弁をされているのだから、別に5年間と決めても、3年でやめることは不可能ではないでしょう。ですから、その議論をやってくださいとお願いをしているわけで、5年間に決まっているから絶対に変えないというのは違うと思います。あくまで議論してくださいと言っているのです。税制調査会でも、アンケートについて議論いただいたではないですか。やると言ったように議事録に書いてありました。やると言ったならば、議論してくれたらいいではないですか。

○野村税務課長 税制調査会の中では、さまざまな議論があつたことは承知していますが、廃止するという直接的なところはなかったように思っています。ただ、次回の見直しの際には、途中でも見直すことを考えてはどうかというような答申があつたと承知をしています。なお、見直す場合でも、特にこの超過課税をやめることについては、やはり財政需要がなくなった、法人県民税の制度自体が廃止されるなど、抜本的な制度上の改変や財源問題の解消などが無い限りは考えにくいところで、一旦こちら県側から導入をお願いして、県議会で議決いただいている以上は、基本的には適切に運用していくべきものと考えています。以上です。

○川田委員 いや、その論理は絶対におかしいです。需要がなくなったなどと言いますが、

超過課税はとらないのが普通の状態ではないですか。今、必要だからお願いしますということで、無理やりとっているわけでしょう。税制の負担の不公平が出ている以上は、やめたらどうかという話をしているわけですよ。税制調査会の議事録でも、いろいろな意見が出ているではないですか。このような古い考え方の制度はやめたほうが良いという意見もあったではないですか。野村税務課長の答弁が、税制調査会の内容をそのままであればいいですけども、そこから変わってしまっても、聞く者は、それが税制調査会の中での審議結果だと思ってしまうではないですか。税制調査会はここ1年間に何回も行われているはずですから、全部議事録を出してください。野村税務課長の答弁どおりか、全部確認させてもらいますから、それだけお願いしておきます。

○野村税務課長 議事内容については、ホームページへの公開等も行いますので、出させていただきます。

○川田委員 それから言い忘れがありまして、「次期エネルギービジョンについて」の報告ですが、聞いていても意味がわかりませんでした。国のエネルギー政策では、原子力発電所については福島をはじめ廃止される場所も出てきていますけれども、今、原子力の比重を若干落として、ほかの代替になるエネルギーとして、もともとある火力のほか水力など、自然エネルギーも若干入れて、エネルギー計画をつくっています。エネルギーの効率化ということで、今、非常に厳しい電力の効率化を、乾いた雑巾を絞るように、究極を求めてやっているのが現状だと思うのですが、先ほどの答弁では、県のエネルギービジョンを策定するためにやっていくということでしょうか。太陽光発電にしても、ただ単に太陽光発電機をつけることを奨励していますが、大もとのところでは、一体何を指しているのでしょうか。エネルギー政策自体は国の政策ですけれども、県として、地域としては、具体的には一体どういったことを目指しているのですか。国の計画との整合性はどうなっているのか、それをもう一回確認させてください。

○宇都宮エネルギー政策課長 直接的なお答えになるかどうかわかりませんが、まず、猪奥委員が今定例県議会で代表質問をされた際にも、荒井知事から答弁がありました。本来、エネルギー政策に関しては、今、川田委員からご指摘いただいたとおり、国が主体として進められてきたものです。皆さまもご存じのとおり、東日本大震災以降、電力の需給の逼迫状況、節電要請等が起こったため、地域でも取り組めるものについて、我が県でもエネルギービジョンを策定してやってきたところです。

国では今、エネルギー基本計画などで、当然電源に関しても、いわゆる「2030年エ

エネルギーミックス」を出して、それぞれの電源構成等も示していますが、本県の場合、海がないこともあって、大規模な発電所等についてはなかなか難しいところがありますので、本県の中で取り組めるものについて、地域で取り組めるエネルギー政策という形で進めていきたいと考えています。以上です。

○川田委員 何を狙っているのか、よく意味がわからないのですが。エネルギー政策として、何かやらなければいけないから出てきているのでしょうか。熱源の効率化と言いますが、どうやってするのか、国の資料を読めば、先ほど言ったように、乾いた雑巾を絞るようなところまで来ているのが現状でしょう。あと何があるのかといえば、熱源の電力変換ではないですか。以前のエネルギー政策課長に聞いたところ、地熱を使おうにも、奈良県では、地熱がある箇所を探したところ、ほとんどないに近いということです。ということは、あと県にできることといえば、家庭内や工場内での電力利用などについて、工場では機械などいろいろやっていますけれども、啓発や補助金を出すくらいしか政策方針がないのではないかと思うのですけれども。太陽光発電機などは、民間でどんどんつくっている方もいますが、景観の問題もありますから、なかなかどこでも設置できるものではないと思います。そのあたりが見えませんが、今後どう取り組んでいくのかについて、大まかな方針で結構ですのでお願いします。

○宇都宮エネルギー政策課長 現行の「第2次奈良県エネルギービジョン」においても、熱利用という観点は入れています。それで、今まで、熱と発電という、いわゆるコージェネレーションシステムの導入や、家庭におけるエネファームの導入等について、推進を図ってきたところです。これについては、当然、次期エネルギービジョンにおいても継続してやっていきたいと考えています。いわゆる熱利用全体での考え方というのは、なかなか県内では難しいところもありますが、国が言っている、いわゆる「環境配慮型都市」や「スマートコミュニティ」といったものの形成という一つの手段もあります。その中で、熱と電気の相互利用という観点等についても、国のほうで言われていますので、県内に導入できるかどうかも含めて検討していきたいと考えています。以上です。

○川田委員 細かい部分は、また個別で聞かせていただきます。結局、家庭などに介入していかなければ、もうエネルギー源はないと思うのです。そのあたりは、国の資料でもたしか書いてあったと思いますので、また研究をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、山村委員の人事の関係の質問に対する答弁の中で、特別職の取り扱いについて説明がありましたが、個別にどなたという問題ではないのですけれど

も、特別職として非常に高額な給与をもらっていて、その職に10年以上就いているのは、地方公務員法第3条の特別職の考え方からすればおかしいのではないですか。それでは、地方自治法第204条に規定する常勤の職員と変わらないではないですか。そのあたりを抜本的に見直すべきではないですか。今度、会計年度任用職員制度に変わる話がありましたが、それが変わるからどうという問題ではないでしょう。現行の法律からも既におかしいのですから、今、見直さないといけないではないですか。特別職で10年在職し続けているのは、何かの名誉職みたいではないですか。民間企業であればいいですけども、行政でこのようなことは多分ないでしょう。行政で名誉職的な特別職で10年間非常に高額な給与を支給されているなど、それはないと思いますよ。その辺の抜本的な見直しは、早急にやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○乾人事課長 先の答弁でもご説明しましたが、平成32年施行の改正後の地方公務員法の中では、特別職については特に限定的に列挙されていて、今、川田委員がお述べの特に労働者性の高いような特別職については、この平成32年度以降は認められないという大方針が出ていますので、それに向けて、個別の人というよりも、職自体の見直しに取り組んでいるところです。川田委員がお述べのように、今後も特別職として認められる、県に対する助言指導を行う特別職として残るのか、我々みたいな常勤職員になるのか、または任期付職員とするのかというような、職の見直しを行っているところです。以上です。

○川田委員 いや、今度の制度改正に向けて職の見直しと言いますが、現行の地方公務員法第3条からでもおかしいことは、明確に解釈できるではないですか。地方公務員法第22条第5項の臨時的任用職員の概念もあるわけですから、特別職はそれとは違うのでしょうか。非常勤職員であるにもかかわらず、高給をもらいながら10年も在職し続けるような制度があること自体が、現行の地方公務員法からいっても、おかしいと思うのですよ。ですから、地方公務員法の改正の施行に合わせてという今の説明は、おかしいと思います。今既におかしいのですから、おかしいなりに対応をとるべきだと思います。そのあたりはどうかのですか。特別職の概念も、はっきりしないとだめではないですか。要綱等では分けているけれども、嘱託職員も特別職、これも特別職というように、いろいろあるでしょう。給与の決め方もおかしいですよ。高度な識見や知識を持っている者を任用する特定任期付職員の制度では、その職に応じた給料表もしっかり設けられているのに、なぜ特別職は給料表がなくて、上限額が決まっているだけなのですか。それでは、一般の方が見たら、その人の給与が幾らかわからないではないですか。特別職だったら明確にすべきですよ。

給料表があつてどの段階にいるというのは、いいと思うのですけれども、上限を決めただけというのは、すぐさま直してください。在職期間もそうですが、特別に必要な職なので、10年も特別な状態が続いていることはないでしょう。議員も特別職の一種ですが、根拠条文が違いますし、選挙を経ている意味でも違いますから。そのあたりを研究といつても時間がないでしょうし、今度の新しい制度がどうのこうのではなくて、また明確に指針を出す必要があると思いますので、その点いかがですか。

○乾人事課長 嘱託職員が10年在職しているというのは、人に着目するとそのように見えますが、職としてはあくまで任期は1年でして、年度が替わってその職に新たに任用するに当たり、たまたま同じ人が任用されているという整理になります。それから、今まさに、時間がないと川田委員もおっしゃいましたけれども、平成32年まであと1年半しかありません。任用しようと思えば、ある程度前段階から、公募など任用の手続等々が必要になりますので、早急に検討して方針を出していきたいと思っており、作業を進めているところです。以上です。

○川田委員 誤解が生じないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、警察本部にお聞きしますが、「奈良県交通安全計画」が策定されていますが、この中で、現場急行支援システムの整備が施策として挙げられています。先日の本会議で、救急車の病院への搬送時間を少しでも短縮するように努めるよう上田危機管理監も答弁されていましたが、ちょうど同じ話だと思ひました。これは各関係機関等とも調整された上で、計画に入っていると思うのですが、今の整備状況はどうなっていますか。この計画期間は平成28年度から平成32年度までですが、わかる範囲で結構ですのでお教えいただけますか。

○桑原交通部長 ただいま川田委員から、現場急行支援システム、いわゆるFASTの整備状況についてご質問いただきましたが、これは救急車などの緊急自動車現場に到着するまでの、いわゆるレスポンスタイムの縮減、それから緊急走行時の交通事故防止などを目的として、緊急自動車が走行する道路上に光ビーコンと呼ばれる装置を設置して、光ビーコンが緊急自動車の通過を検知した場合に、緊急自動車優先の信号制御を行うシステムです。このFASTのシステムは、今のところ、当県では導入していないという状況です。

○川田委員 全部の道路にこのようなことをやっていくのは、かなり多額の費用も要りますから、少し現実的ではないと思ひますが、一部の渋滞箇所などではどうでしょうか。救急車は、道路交通法上は赤信号でも通過はできるとはいえ、渋滞などでなかなか動けない

状態が続いて、長い時間とまってしまうような状況が見受けられると、私もお聞きしています。関係団体からも話をお聞きすると、部分的に導入するにしても、どこがいいかなど、もちろん効果を調べる必要がありますから、部分的テスト導入としても、ぜひとも考えていきたいということですが、これをやっていく上で、協議会か何かを設置されているのですよね。この交通安全計画についての協議会のようなものがあって、その中で方針を決めているように聞いているのですが。現場急行支援システムの導入について、確かに導入したいけれども、たしか国の負担もあるし、県の負担も、導入する市町村の負担もあるということで、やはり調整が必要な分野だと思いますが、申し出があれば、すぐに協議に当たっていただけるという認識でよろしいでしょうか。

○桑原交通部長 このようなシステムがありますので、当然、相談等があれば対応はさせていただきます。ただし、今、川田委員がお述べのとおり、これらの装置を導入するには多額の費用がかかるのも事実であり、また、既に導入している府県もありますが、メリットだけではなくデメリット等もあるようですので、その辺も含めて、また関係機関から相談がありましたら、費用対効果や必要性を含めて、設置の可否等についてご相談には乗っていきたいと考えているところです。

○川田委員 ぜひとも協議会の中で、積極的に協議していただくことをお願いします。

最後に、情報システム関係でお聞きします。以前もお聞きしたことですけれども、世の中のICT（Information and Communication Technology／情報通信技術）化が進んでいく中、行政におけるICT化という課題もずっとあって、国のほうで、ICT化のビジョンか何か3回か4回くらい出ていたかと思いますが、その進捗度について、国のビジョンでは、パソコンやインターネットの普及率など大きく決めていますけれども、行政にも関連した事項が法律にもあったと思うのです。ところが、以前レポートをつくって、奈良県庁の状況を調べたら、非常に成績が悪い状態だったのですが、県庁内におけるICT関係の取り組み状況について、かなりアナログ的な面も多いと思いますので、今はどこまで進捗しているのかお教えいただけるでしょうか。

○鎌仲情報システム課長 ただいま川田委員から、県のICT計画の進捗についてお尋ねいただきました。県においては、平成13年から平成17年までの県の全体計画の中で、社会資本整備である高度情報ネットワークの実現という項目を計画に組み込んで取り組んできました。これは、IT基盤整備のための政府の重点計画である「e-Japan戦略」に基づいて実施をしていたものです。ちょうどこの期間は、全国的にインターネット

や行政機関のネットワークがまだ整備されていない時期で、奈良県のネットワークインフラを段階的にかなり大規模に整備するということが計画に取り入れたものです。この計画のもと、当時、南部・東部地域の地上デジタルテレビ放送対策、インターネットの接続環境の整備、携帯電話の接続不良エリアの解消、行政専用ネットワークの整備、それから県・市町村の電子申請システムの導入などに取り組んだところで、県域のネットワークインフラの整備は平成17年までにほぼ完了して、計画は大体実現できているところです。

その後、現在実施している内容ですけれども、平成19年度に国のCIO連絡調整会議で決議された「情報システムに係る政府調達の基本指針」に基づいて、主に情報システムの調達のプロセスの見直しや、ITガバナンスの推進という視点を入れて、「奈良県情報システム最適化計画」をつくって実施しているところです。情報システム課において、県庁の各業務所管課が利用するICTを、効率的で安全に、かつ安価に導入するための計画としてこの計画をつくり、調達ガイドラインも添えて、県庁全体のICTガバナンスを実現しているところです。以上です。

○川田委員 大体の概要はわかりましたが、一度、法の整合性をとって、進捗率の資料を出していただけないですか。もう何年か前のことですが、法律上やらなければいけないところをずっと全部検査していったところ、かなり悪い状態だったと記憶しています。やはり今、仕事に関するコスト意識が物すごく強く、民間であれば一つ1,000円でつくれるものを、行政では何日もかかってしまうために、結局コストが10倍、20倍になるという意見もあるのではないですか。行政によりますし、部門にもよりますけれども。その辺を圧縮していけば、その分は住民サービスにも使えますし、高校の耐震化でこれほど出し渋ることもないわけですので、そういったところは抜本的に取り組んでいただきたいということで、資料提供をお願いして、本日の質問を終わります。

○中村委員長 ほかにご意見もないようですので、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告でございますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっております。日本共産党は、反対討論をされますか。

○山村委員 はい、します。

○中村委員長 では、委員長報告に反対意見を記載いたしませんので、よろしくご承知おきをお願いをします。

次に、委員長報告についてでございますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

本日はこれもちまして委員会を終了いたします。審議にご協力ありがとうございました。